

上げ、その不均衡を是正することをわれわれは主張いたして参りました。これに対しても生きている将軍たちは、既得権の侵害だと、財産権の収奪などに根拠の薄いものであります。私はせめて生きている将軍たちが、かつての戦争中の覚悟を今取り返しまして、まず既得権を奉還して、表看板はどうあらうとも、実質的には兵の遺族や傷病者のために厚く報いる勇気をおお持ちになつておることを心から希望いたします。当時の戦争は、政府や軍部みずから言つておりましたように総力戦であります。軍人たると一般市民たると戦争遂行の任務と生命の危険について、ほんと誰のない段階にまで戦争の様態が變つておりました。現実に一般市民が家を焼かれ、一家の柱となるべき人を失い、生活を破壊された人々は何十万、何百万とおります。これらの人々は、今一体何の救済を受けているでしょうか。

恩給法一本にまとめられ、法文上は公務員という概念で表現されたが、附則で旧軍人という扱いを受けているのです。理屈的にも、また戦争責任者もあります。皇のために云々という、全くの旧軍国主義の思想を引く觀念論ないしは感情論で扇動され、軍人恩給は権利であり、社会保障などという恩恵を受けるものではないというようになつては、明らかに軍國主義思想の復活の温床となるべきもので、これがわれわれの反対する第三の理由であります。

しかも今度の予算編成が大詰めに近づいたところに、旧軍隊の組織をまねて編成された恩給団体は、東京九段に本部を設け、全国から集まつた約二千人の旧軍人や遺族に作戦命令を下し、デモ隊が自民党本部を埋め尽し、進軍ラップを吹き鳴らし、軍旗を押し立てて首相官邸に押しかけたといふ、そんな圧力を屈して、将軍金を受すといふそりを受けたら、生きている将軍、死せる兵に何のかんばせあつて相まみえるでありますよ。文官並みにすこぶるという理由をさかしらに掲げても、文官恩給は百八十億、軍人恩給は八十五億、総額において財政をはなはだしく圧迫するのは軍人恩給であります。国民がひとしき受けた戦争犠牲の救濟を要求せずに、軍人の決死報國の精神をあおり、日本国憲法に定められた國民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、あるいはすべての生活面について社会福祉、社会保険及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならぬといふ國民の新しい

権利の主張を、何らか施しを受けるが
ごとき觀念を持たせるということは、
これこそ明治憲法の觀念に支配された
時代錯誤のはなはだしきものであり、
また國家を誤まらしめた軍國と旧職業
軍人の悪宣伝に踊る軍國思想復活論に
すぎないのであります。新憲法下の生
活保障は、旧軍人としての権利ではな
くて、新しい国民のそれでなければな
りません。

この立場に立つて一般の国民とひと
しく生活を保障され、健康を保障され
れ、さらに子女の教育を保障されたな
らば、既得権の上にあぐらをかこつゝ
する特殊な人たちはともかくも、国民
とともに苦しみ、とも喜ぶ立場に躊躇
成することをかたく私は信するもので
あります。文官恩給との不均衡を言々
前に、社会保障制度から取り残され
おる膨大な戦争犠牲者、低所得階層國
との不均衡を取り上げなければなりません
せん。従つて無原則な軍人恩給の増額
費の扱いは国民年金制度に移行するた
めの過渡的性格のものとして処理され
ねばならぬのであります。すでに政府が
においても国民年金制度の研究にとり
かかるつておるようですが、もろ
軍人恩給の財政圧迫が国民年金制度の
実現を妨げるようになれば、旧軍人恩
給がないならば、恩給法改正に当つてそ
の精神を貫かなければならぬのであ
ります。これをことさらに旧軍人恩給の
觀念を取り上げて、遺族と傷病者の

要請を押し切らうとするならば、これ
は決して戦争処理に値するものではない
が、一步誤まれば新しい戦争準備にも
なりかねないのであります。大綱に比
べては厚くされても何ほどにもならない
い恩給を美術的に上回る国民年金にかか
ることに、おそらく多くの旧兵士諸
君の遺族は決して不満を感じないこと
であります。しかし、軍人恩給の觀念に
執着して戦争の亡靈をおびき寄せるこ
とは断じてエ靈に報いるほんではあ
りません。恩給増額に名をかりて軍國
思想復活のきさしがすでに明らかであ
ります。旧軍人らの恩給復活は、すで
に消滅した旧陸海軍制度の部分的復活
であり、再軍備政策の一環としての性
格を強く持つておるのに、これをますます
ます増強しようとすることは、将来ま
たしても氣の毒な多数の遺家族を作り出
すおそれがあり、むしろ戦争処理と
ともに軍人恩給の問題も急速に処理し
て、社会保障制度を確立することこそ
が緊急の課題であり、真に遺族傷病
者に報いるゆえんでもございます。今日
の段階においては、恩給制度一般の
再検討が國民を対象とした国民年金制
度との関連のもとになさるべきであつ
て、これと矛盾するような今回の政府
原案に反対して贅成の討論を行わんと
するものであります。

た旧軍人等の恩給につきましては、政
府は昭和二十八年に、不十分ではあり
ましたが、戦没軍人の遺族並びに戦傷
病者に対する補償に重点を置いてしま
た。これが復活の措置を講じ、その後また
さらに仮定俸給年額を引き上げたりあ
るいは公務死の範囲を拡大するなど、
国家財政を考慮しつつ逐次改善の措置
をとつたのであります。当時社会党的
左派は旧軍人の恩給の復活は再軍備の
前提であるとして強く反対されまし
た。社会党的右派は条件を付して賛成
をされたのであります。われわれ
は、戦没者遺族や傷痍軍人等に対しま
しては、国家は恩給支給の約束をいた
しており、非常な犠牲を払われたので
ありますから、国家としては当然その
責任を果すべき措置であると信じまし
て、政府の施策に全幅の賛意を表した
次第であります。

表されたのであります。われわれの最も了解に苦しむところは、旧軍人関係の恩給は国民年金制度へ移行すべきものとしておりますが、文官恩給については別扱いになつておる点であります。国民年金制度の実施につきましては、政府におきましてもその用意があることをしばしば答弁しておられるでありますから、われわれもこれを了いたしまして、そのすみやかな実現を期待するものであります。国民年金制度が将来実施されましても、恩給制度はこれと関連を持ちつつも別個に存続すべきものと考えるのであります。國と特別なる使用関係にある者とそのほかの一般の者とと一緒ににするわけには参りません。このことは現に国民年金制度をとつておる歐州各国の実例に徴しましてもそうなつておるのであります。ゆえにわれわれは恩給制度を国民年金制度に移行すべきものとする社会党の主張には反対であります。のみならず、その移行に当つては文官恩給のみを別扱いにせんとする態度は全く筋の立たない公党の態度であると断ぜざるを得ません。

○福永委員長 これにて討論は終局いたしました。
これまでの諸君の起立を求めます。

○福永委員長 次に防衛厅設置法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を続行いたします。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 防衛厅設置法の一部を改正する法律案について二、三疑問とするとところを伺つて今後の運営についての見通しをつけたいと考えておりますのでお伺いをしたいと思います。

○鴻島国務大臣 お答えいたします。調達庁が防衛庁の外局として本法において発足いたしました場合の職員の身分、給与、待遇等の問題についての御質問であったと思います。仰せになりますように、防衛本庁の職員は自衛隊法によって規律される特別職であります。しかして一方調達庁の職員は法律の改正後におきましても、従来通り一般職たる身分を保持、継続する考え方でございます。従いまして給与の面その他待遇諸般については現状と何ら変更を見ない、そういう方針で処理したいたと思います。なお具体的に職員組合の問題について御質疑がありましたが、この点につきましても如上の方針に即応いたしまして、従来通りそなった組合またそれに伴う諸種の問題を処理する考えでございます。一晉にして申しますれば、現状と何ら変更を生じない、こういうことでございます。

○飛鳥田委員 そういたしますと、将来も調達庁の職員が一般職であるということに変りはない、この点について何らかの変更を加える意図をお持ちにならないというふうに伺つてよろしくうござりますか。

○津島国務大臣 御質問の通りでございまして、一般職たる身分は今後にわかつて変更いたしません。

○飛鳥田委員 そういたしますと防衛府職員は特別職であり、調達庁の職員は一般職である、こういうふうになつて参りますが、この二つの関連をどういうふうに考えられるのか。たとえば防衛庁の機関となつたのちの調達庁職員に、防衛本庁の職員の人事交流、こういったものが行われるのでありますか。行われようと考えいらっしゃる

○津島国務大臣 今後の防衛本府と調達厅との人事の交流の問題でござります。これは適材適所、また本人の希望等を考慮いたしまして、執務の運行上非常にこれが適当であると思ふ。また易
のか、こういう点も伺わしていただきたいと思います。

○飛鳥田委員 非常に御明快なお話でよくわかりますが、そいついたします。この事実は、すでに現在においても行なつておるところをございまして、ただその身分關係は、調達府の職員たる間は、今申しましたような一般職の適用がある、こういふことははつきり実行したいと思います。

○上村政事務委員 私からお答え申し上げます。調達庁職員と防衛府職員とは、特別職と一般職の関係がござりますので、給与の基礎その他につきましては違いますけれども、差別待遇をしていただかぬようにお願いをいたし、またそのように了承を得ております。調整の問題につきましては、以前と変りなく人事院にお願いをいたし、人事院において目下検討中でございます。

○飛鳥田委員 今の差別待遇をしないということについてお願いをし、了承を得ていると、こういふお答えでしたらが、防衛府長官は了承をお与えになつていらっしゃるのでしょうか。

○津島国務大臣 調達庁職員につきましては、私は御質問の中に触れなかつたかと思いますが、多年非常にむずかしい仕事を担当しておる、また将来においてもこの仕事が非常に困難であるということを想像しておる。今日までずいぶん苦心努力をされた方々でございまして、私はその担当大臣としては非常に敬意を表し、できるだけのことをしていきたいという考え方であります。今給与の問題につきましては、調達庁長官からお答えいた通りに私としてやっていきたい、こういう意味でいろいろ苦慮いたしておりますところでござります。

す。それが毎年々々首切りになり、そらして減員になって参りました。こういうふうにどんどん年次を経ることに減つていく。こういふことは現在働いている人々にも非常な不安を与えるわけです。そういう不安が一刻も早く解消するよう心持て実はいろいろなことを申し上げてみたわけあります。今後こういった身分上の不安あるいは首切りの強制措置、こういふようなことが起らないように御努力をいただけるものかどうか、非常に先のことだからわからぬとおっしゃられればそれなりであります。一つ長官の御決意のほどを伺わせていただきたいと思います。

○津島國務大臣

お答えいたします。

仰せの通りです。調達庁は多年非常な苦労をした、そういうような状態でございます。しかしながら現在の情勢といたしましては漸次減員の傾向にある、仕事の縮小というよろんな趨勢をたどっていくといふようなことでござりますが、三十三年度においても百三十人減員を見ておる。しかしながらこれの方々に対しては、自分の仕事の能力、またその場所等に応じて今後においても十分なる仕事の機会を与えられるよう、私は十分努力いたしたいと思つておる次第でございまして、これには関係官庁その他各方面特に防衛本部においては、この点について十分協力いたして御趣旨にありましたような点について十分今後措置をいたしたいと考えておる次第でございます。

○飛鳥田委員 職員の身分の関係については大体わかりました。そこで最後に一、二防衛庁に移りました場合の調達庁の性格について伺つておきたいと

思います。防衛庁に調達庁が移管をせらりますが、調達庁が今までやつて参りました行為というものは米軍のため減つていく。こういふことは現在働いている人々にも非常な不安を与えるわけです。そういう不安が一刻も早く解消するよう心持て実はいろいろなことを申し上げてみたわけあります。今後こういった身分上の不安あるいは首切りの強制措置、こういふようなことが起らないように御努力をいただけるものかどうか、非常に先のことだからわからぬとおっしゃられればそれなりであります。一つ長官の御決意のほどを伺わせていただきたいと

思います。防衛機構の一つである調達行行為であります。決して自衛隊のものに対する調達行行為ではありません。ところが防衛庁にこれが移管をせられますと、調達庁は防衛機構の一機関である。あるいは一環であるといふような考え方が出てくるのではないかと

うらか、こういふ感じがいたすのであります。すなわち防衛庁の付属機関となります以上は、防衛庁そのものに左懸念を感じます。すなわち防衛機構の一環に性格を変更されても、従来と変わらない仕事をやっていくものであるかどうか、この点について調達庁の根本的性格を伺つておきたいと思います。

○津島國務大臣 お答えいたしました。防衛庁と調達庁はその規律される法律の根拠は異なっております。その意味におきましてかりに外局とするような組織上の変更がございましたが、調達庁はございまして、その間はつきりとした

○上村政府委員 現在調達庁も防衛庁も並びまして総理府の外局でございまして、本法案の成立によりまして、調達庁は総理府の外局である防衛庁に置かれる機関といふことになります。兩者の相違しますところは、おのおのの行政機関の長の権限によって明白になつておりますと、この点はございまして、独自の任務権限を持つた機関が防衛庁に置かれる、一人の大臣の下に指揮、運営されるといふことになる

○飛鳥田委員 調達庁の性格はわかりました。そこで私たちはこんなふうに思つておるのです。調達業務というものは、どこの官庁にもみなあるわけですね。おのの官庁が思い思に自分の

とを申し上げる段階に至つております。また日本の国土開発などといふ問題も相当問題になつておりますが、日本は要望を申し上げておきます。調達庁の職員の方々は、防衛庁に移りますことによつて、何か軍隊的な統率を受けるのではなく、いかにも、國土開発調達といふようなことをお考へお考へになるのでしょうか。

○飛鳥田委員 最後に質問といたしまして、御懸念の点は実際の運営においてはないと私は考へております。

○津島國務大臣 ただいまの御要望

あるものはもちろんこれを活用する、また日本の国土開発などといふ問題も考へております。まことにやつてみたらどうだらうか、こういふこととございまして、御懸念の点は実際の運営においてはないと私は考へております。まことにやつてみたらどうだらうか、これまでの間に出てくるのでありますと、そこで疑問が出てくるのであります。調達庁も防衛庁も総理府の外局であります。調達庁を防衛庁の機関とすると、いふことは、結局調達庁の性格が総理府の二重の外局になるような感じがするのであります。この点はどうお考へになるのでしょうか。

○上村政府委員 現在調達庁も防衛庁も並びまして総理府の外局でございまして、本法案の成立によりまして、調達庁は総理府の外局である防衛庁に置かれる機関といふことになります。兩者の相違しますところは、おのおのの行政機関の長の権限によって明白になつておりますと、この点はございまして、独自の任務権限を持つた機関が防衛庁に置かれる、一人の大蔵の下に指揮、運営されるといふことになる

○飛鳥田委員 調達庁の性格はわかりました。そこで私たちはこんなふうに思つておるのです。調達業務といふものは、どこの官庁にもみなあるわけですね。おのの官庁が思い思に自分の

とを申し上げる段階に至つております。また日本の国土開発などといふ問題も考へております。調達業務といふものは、どこの官庁にもみなあるわけですね。おのの官庁が思ひ思に自分の業務がだんだん減少の傾向にある場所で話しあう態度を持つていただきたい。こういふふうに私たちは考へております。労働組合に対する強圧もない、労働組合は今まで通りにやつておられます。そこで私たちはこんなふうに思つておるのです。先ほど申し上げましたように、今後の処理をどうするかといふ問題は、十分検討しなければならぬことがあります。これは行政機構の改革と申します。問題の調達庁を今後どういったよう、今後の処理をどうするかといふ問題は、十分検討しなければならぬことがあります。先ほど申し上げましたように、駐留軍の設備提供その他の業務がだんだん減少の傾向にある場所で話しあう態度を持つていただきたい。こういふふうに私たちは考へております。労働組合に対する強圧も

○飛鳥田委員 最後に質問といたしまして、御懸念の点は実際の運営においてはないと私は考へております。

○津島國務大臣 ただいまの御要望

は、十分その趣旨に沿つて今後本案が成立した暁においては、調達庁職員に

対しても所信を十分伝えたい、こう考へております。

○福永委員長 これにて本案について

(中央協議会の所掌事務)

第四条 中央協議会は、第一条の目的を達成するため、駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るものとする。

(中央協議会の組織)

第五条 中央協議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

2 会長は、総理府総務長官をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員の中から、内閣総理大臣が任命する。

4 専門の事項を調査させるため必要があるときは、中央協議会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

6 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(意見の聴取)

第六条 中央協議会は、必要があるときは、駐留軍関係離職者又は第三条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる者に該当する労務者である者の意見を代表する者から、その意見をきくことができる。

第七条 中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(政令への委任)
第八条 第三条から前条までに定めるものほか、中央協議会に関する必要な事項は、政令で定める。

(都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会)
第九条 都道府県は、その区域内に

おいて多数の駐留軍関係離職者が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、当該都道府県における駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るため、条例で、

都道府県駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るため、条例で、

都道府県協議会(以下「都道府県協議会」という。)を置くことができる。

2 都道府県協議会に因し必要な事項は、条例で定める。

3 国は、都道府県が都道府県協議会を置いたときは、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該都道府県協議会に要する経費の一部を補助することができる。

(第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置)

第十一条 駐留軍関係離職者又は第二条第一号から第三号まで若しくは第七号に掲げる者に該当する労務者である者に対する公共職業訓練

第十二条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有の財産

(国有財産及び物品管理法(昭和三十一年法律第二百三号))に規定する物品のうち国が所有するものを

予算の削減その他の政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に

は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。

(職業訓練等についての特別措置)

第十三条 駐留軍関係離職者又は第二条第一号から第三号まで若しくは第七号に掲げる者に該当する労務者である者に対する公共職業訓練

第十四条 政府は、昭和三十二年六月二十二日において現に第二条第一号に掲げる者に該当する労務者である者であつて、政令で定める期間以上在職したものが、同日以後において、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は

駐留軍関係離職者の就職を容易にするためその臨時の住宅の用に供するよう配慮するものとする。

(返還された国有の財産の譲渡及び貸付)

第十五条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有の財産

(国有財産及び物品管理法(昭和三十一年法律第二百三号))に規定する

物品のうち国が所有するものを

予算の削減その他の政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に

は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給する

にすみやかに他の職業に就くことができるようにするため、講習会

の開催等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずることができる。

(資金の融通のあつせん)

第十三条 関係行政機関は、駐留軍

係離職者の自立に資するため、その必要とする事業資金の融通のあつせんに努めなければならない。

(特別給付金の支給)

又は、「職業訓練」とあるのは、「職業補導」と、「一般職業訓練」所又は「総合職業訓練」とあるの

又は、「一般職業訓練所」とあるのは、「公共職業補導所」と、「教科」とあるのは、「補導種目」と読み替えるものとする。

(この法律の失効)

2 職業訓練法(昭和三十三年法律第二百三号)(附則第二条第一項の規定を除く。)の施行の日までは、

第十条中「公共職業訓練」とあるの

り、又は「職業訓練」とあるのは、「職業補導」と、「一般職業訓練

所又は「総合職業訓練」とあるの

又は、「一般職業訓練所」とあるのは、「公共職業補導所」と、「教科」とあるのは、「補導種目」と読み替えるものとする。

(この法律の失効)

3 この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日にその効力を失ふ。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(職業訓練法の施行までの経過規定)

2 この法律は、公布の日から施行する。

(雇用審議会の項を規定によりその権限に属せしめを行うこと)

第十五条第一項の表中雇用審議会の項を

規定によりその権限に属せしめ

設置法(昭和三十二年法律第六十六条)の規定により、その権限に属せしめを行うこと。

離職者等臨時措置法(昭和三十二年法律第六十六条)の規定により、駐留軍

者等に対する施策について関係

他の法令の規定の適用を妨げない。

に改める。

雇用審議会	雇用審議会
中央駐留軍関係離職者等対策協議会	十一号の られた事項

雇用審議会	十一号の られた事項
中央駐留軍関係離職者等対策協議会	十一号の られた事項

（調達庁設置法の一部改正）

に改正する。

第四条第十七号の次に次の二号を加える。

第十九条に次の一号を加える。
四 第四条第十七号の二に規定する特別給付金に関する事。

理由

日本国に駐留するアメリカ合衆国
の軍隊又は本邦の領域内にあつた國
際連合の軍隊の撤退等に伴い、多數
の労務者が特定の地域において一時
に離職を余儀なくされること等の実
情にからがみ、これらの者の生活の
安定に資するため、特別の措置を講
ずる必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

○保委員 駐留軍関係離職者等臨時措置法案について申し上げます。
御承知のこととく、駐留軍関係労務者の中の大部分の者が、長期にわたり、言語、風俗、習慣等の異なる特殊な環境の中で、連合国または米国等に対するわが国の義務履行に協力して参つてゐるのであります。昨年岸総理が渡米の際、国策として米駐留軍の早期撤退を申し入れ、日米双方が合意したのである岸アーヴィック共同声明以来、多数の関係労務者が、特定の地域において、自己の意思によらないで、突然的に離職を余儀なくされている一方、その起

第四に、國有財産のうち、関係離職者の住宅を供することを適當と認めるもの及びその他の國有財産で住宅の用に供させていたものは、必要がある場合には、関係離職者の就職を容易にするため、臨時居住施設の用に供するよう配慮されなければならないとしたことがあります。

第五に、関係離職者が所有する株式または出資金額の合計額が、その資本または出資総額の二分の一以上の法人及び従業員の過半数が駐留軍関係離職者である法人に対しましては、米駐留軍から返還された國有の財産を、通常の条件よりも有利な条件で譲渡または貸付をすることができるとしたことがあります。

第三に、関係職員等の職業訓練のため必要に応じ、一般職業訓練所または総合職業訓練所の設置等の措置が講ぜられるものとし、これに要する経費は國がこれを負担することとし、さらには職中から必要な知識技能を授けるための特別措置を講ずることができるものといたすことあります。

職が非常に困難である国内情勢等にかんがみまして、これらの者の生活の安定に資するため、特別の措置を講じようとするのが本案の趣旨であります。その要旨を御説明申上げますと、第一に、駐留軍関係離職者等の対策について連絡調整をはかるため、總理府に中央駆留軍関係離職者等対策協議会を設置することになります。

第二に、都道府県が、都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会を設置したときは、政令の定めるところにより、経費の一部を国が補助することがであります。

第六に、関係離職者の經營する事業等が円滑に運営されるようとするため、関係行政機関はその事業に必要な

融資のあつせんに努めなければならぬ
いといたすことあります。

第七に、昭和三十二年六月二十一日
において政府雇用の関係労務者であつ

た者が、同日以後において米駆留軍の撤退等によつて離職を余儀なくされ、

または業務上死亡した場合には、政令の定めるところにより、離職者または

午前十一時五十九分散会

「参照」

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九四号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕
防衛局設置法の一部を改正する
案（内閣提出、第二十六回国会
第一五五号）に関する報告書

別冊附録に掲載

○今松政府委員 ただいま御提案の法

律案につきましては、昨年九月十四日開議において決定しました離職者の措

置に対する閣議決定の線に沿つたものでありまして、この法案が成立いたしましたならば、政府といたしましては今後二つ進行を進むことを行ふ予

十分にその趣旨を尊重して実行に移したいと思います。賛成であります。

○福永委員長　お詫びいたします。本

草案を委員会の成案とし、委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、

御異議ありませんか。

○福永委員長 御異議なしと認めま

昭和三十三年四月十一日印刷

昭和三十三年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局